

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)		
地域名 (地域内農業集落名)	若浦地区 (瀬崎)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 31日 (第 1 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間直接支払交付金の対象水田の管理と、畑については果樹(みかん)を中心に耕作を行っている。複雑な地形のため農地を集積して管理するのは難しい。各農地の特徴に合わせて個別管理を行っている。高齢化による担い手不足等が深刻であるが、各農家が自己保全を目標に各農地を管理して地域農業を守っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備された土地については水稻を中心に耕作を行う。山際の傾斜地では果樹を栽培するなど、土地の条件に合わせて栽培作物や栽培方法を変えていく。収穫については営農組合に委託、草刈り等の保全管理については地域全体で行うことを目標とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	現状を維持を基本とするが、耕作困難となった場合は地区内の担い手を優先し集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	複雑な農地のため地区内の担い手を優先し集約する。
(3) 基盤整備事業への取組方針	予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	高齢・兼業でも農業が継続できる技術の習得。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
- ②有機、不耕起栽培等で生産も消費も自給力を上げる。